

(様式 1-3)

福島県(川内村)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	46	事業名	醸造施設敷地造成工事	事業番号	◆(5)-43-8-1
交付団体	川内村		事業実施主体(直接/間接)	川内村(直接)	
総交付対象事業費	20,034(千円)		全体事業費	20,034(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
＜現状＞ 川内村は、東日本大震災と原発事故からの復興に向けてこれまで歩みを進めてきたところであるが、原子力災害に伴い長期避難が余儀なくされたことから、子育て世代の流出による若者世代の帰還が進んでおらず、避難指示解除後数年経過した現在、農家世帯の高齢化と農業の担い手不足問題が顕在化してきている。 このような厳しい現状に直面しているなか、川内村では、地域資源を生かした新たな農林業の確立と新たな産業づくりを推進、その結果として定住人口・交流人口を増やし、若者をはじめ住民一人ひとりが希望を持って暮らせるような、そして多くの人々を引き付けるような魅力ある村づくりを目指している。 ＜農業復興の方向性＞ 川内村ではワインぶどうを村総合計画の新規作物と位置づけ、現在、約3ha(約10,000本)植栽し、将来のワインづくりを目標とした事業を進めている 本事業により醸造施設を整備することで、ワインぶどう栽培からワイン醸造・販売までを行う基盤を整備し、地元ワインを通じた魅力発信、希望を持って暮らせる帰還環境を整備する。					
事業概要					
●整備内容： 醸造施設敷地造成工事 20,034,300円 面積 約2233㎡ 整備場所 福島県双葉郡川内村大字上川内字大平地内 ●川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略 P.24 3. 川内村総合戦略における戦略目標及び政策パッケージ (1)戦略目標1 村内での企業及び企業誘致の両輪により村にしごとを創る ②地域資源を生かした起業の促進(6次産業化・特産品開発等) ・新種作物の導入(ワイン用ぶどう栽培など) ●『第五次川内村総合計画』 P.14 3. 基本構想の体系①：村ならではの資源を生かした魅力的な「しごと」づくり P.15 基本施策①：村ならではの資源を生かした魅力的な「しごと」づくり (2)農林業振興 川内村ならではの資源を活かした新たな農業・地域ぐるみでの農林業体制の確立を考える必要があります。 P.35 3. 基本方向ごとの各論 P.37 □①-2 農林業振興 ○現状と課題、◎基本方針 P.36 ●主要取組 3. 観光交流施設の充実 ワイン醸造施設の整備 1. 農業担い手づくり ・U、J、Iターン者、新規参入者への技術支援及び農地確保などの就農支援 3. 観光客、流通業者のニーズにあった作物の生産販売 4. 遊休農地の有効活用、農地の斡旋 6. 農産物特産物の開発研究 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜令和2年度＞醸造施設敷地造成工事					
地域の帰還環境整備との関係					
「ワイン醸造施設の整備」と「将来村内でのワインぶどう作付面積及び植栽本数の増加」により、川内村の若い世代の新たな新規正社員雇用創出(5名程度)とパート雇用(3名程度)が見込まれる。					
関連する事業の概要					
効果促進事業を活用予定(造成工事)(第29回申請)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(5)-43-
事業名	醸造施設整備事業
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	